

松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付要綱

令和元年9月25日

告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、松阪市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもにかかる施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者。この場合において、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から3月までは、当該年度分の市町村民税によって判定するものとする。
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である施設等利用給付認定子どもがいる者。
- (3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。この場合において、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から3月までは、当該年度分の市町村民税によって判定するものとする。
- (4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である施設等利用給付認定子どもがいる者。

(補助対象費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）

は、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき給食の提供にかかる費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象者が施設に対して支払った補助対象費用の額とする。ただし、施設等利用給付認定子ども1人につき月額4,700円（日額にあつては、235円）を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第1期（4月から8月まで） 当該期間が属する年度の9月末日まで

(2) 第2期（9月から12月まで） 当該期間が属する年度の1月末日まで

(3) 第3期（1月から3月まで） 当該期間が属する年度の3月末日まで

(交付決定及び補助金額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請及び実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、額の確定を行うものとする。この場合において、松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付決定書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の交付決定兼確定の通知を受けた者は、速やかに松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取消し、既に支払った補助金があるときは、その一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 補足給付の支給を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたと認められるとき。

(3) その他補足給付費を支給することが適当でないとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第278号）

この告示は、公表の日から施行し、令和2年度第2期の補助金から適用する。

附 則（令和5年7月3日告示第358-2号）

この告示は、公表の日から施行し、令和5年度第1期分の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所 松阪市 _____

名前 _____ 印

※補助金の振込先の口座名義と同一にしてください。

連絡先 _____

松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金の交付を受けたいので、松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、補助金交付決定及び額確定にあたり、申請者世帯の住民情報及び税情報、通園先の園が有する学齢簿や副食材料費納付状況等、市が審査のために必要な情報を閲覧することに同意します。

記


1 補助対象期間		副食材料費 (A)	補助上限額 (B)	補助額 (AとBのうち低い額)
年度	4月	円	4,700円	円
	5月	円	4,700円	円
	6月	円	4,700円	円
	7月	円	4,700円	円
	8月	円	4,700円	円
	9月	円	4,700円	円
	10月	円	4,700円	円
	11月	円	4,700円	円
	12月	円	4,700円	円
	1月	円	4,700円	円
	2月	円	4,700円	円
	3月	円	4,700円	円
				計
2 交付申請額		_____ 円		
3 児童の名前等		名 前	_____	
		生年月日	_____ 年 月 日	
		園 名	_____	

※別紙世帯状況確認書と副食材料費の領収書を添えて申請してください。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日

様

松阪市長 

松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日付で申請がありました補足給付補助金につきまして、松阪市実費徴収にかかる補足給付補助事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付することになりましたので通知します。

記

- 1 補助対象期間
- 2 児童の名称
- 3 児童の生年月日
- 4 園名
- 5 交付決定及び交付確定額

様式第3号（第7条関係）

松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金請求書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住所
名前 ㊟
電話

年 月 日付で決定のあった松阪市実費徴収にかかる補足給付補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協
支店名	本店・支店・出張所
口座の種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	